

報道関係者 各位

令和4年8月5日(金)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 小暮 健一

室長補佐 大村 玲子

(電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金の改正を答申

～ 時間額987円(31円引上げ)～

埼玉地方最低賃金審議会(会長 ^{つちや なおき} 土屋 直樹 武蔵大学経済学部 教授)は、本年7月1日(金)に埼玉労働局長(久知良 ^{くちら しゅんじ} 俊二)から「埼玉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、本日、埼玉県最低賃金の改正決定について「時間額987円」で全会一致により結審し、埼玉労働局長に対し、その旨の答申(別添「答申文[㊟]」参照)を行いました。

【審議会全景】



【土屋会長(右)から答申文を受け取る久知良局長(左)】

この「時間額987円」は、現行の埼玉県最低賃金「時間額956円」を「31円」引上げるものであり、その引上げ率は3.24%となります。

埼玉労働局長は、今後、この答申の内容についての異議申出などの諸手続を経て、埼玉県最低賃金の改正を決定することとしており、改正後の最低賃金額は、最短で本年10月1日(土)に発効となる予定です。

●埼玉県最低賃金の改正の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
時間額	871円	898円	926円	928円	956円
引上げ額	26円	27円	28円	2円	28円
引上げ率	3.08%	3.10%	3.12%	0.22%	3.02%
改正発効日	H29.10.1	H30.10.1	R元.10.1	R2.10.1	R3.10.1

●今後のスケジュールは、次のとおりです。

